お知らせ 民 年 金 だ よ り

むつ年金事務所 ☎22-2278

国民年金保険料のご案内を、民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対して、電話・文書・戸別訪問による納付のご 案内や免除などの申請手続きのご案内を民間事業者へ委託しています。

≪令和2年10月から≫

ご案内させていただく民間事業者(むつ年金事務所)

アイヴィジット・東洋紙業共同企業体

お問合せ先 0570-783-284 (電話があった方)

0570-021-781 (郵便物が届いた方)

0570-200-855 (訪問員が伺った方)

※IP電話をご使用の場合は、上記にかかわらず、03-3941-3162までお問合せください。

その他の地域を担当する民間事業者については、日本年金機構ホームページまたはお近くの年金事 務所でご確認ください。

振り込め詐欺などにご注意!

- 民間事業者は、日本年金機構が発行した納付書により、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアでお支払いをしていただくようご案内します。このため、銀行口座を指定してATMの操作により振り込みをお願いすることはありません。
- 平成29年10月以降、民間事業者の訪問員による収納業務を廃止していることから、現金をお預かりすることはありません。

国民年金保険料免除申請について

保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている役場国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

令和2年度の免除申請などの受付は、令和2年7月1日(水)から開始されており、令和2年7月分から令和3年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1か月前の月分まで遡及して免除申請をすることができるようになりました。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未 納期間を有している方などは、役場国民年金担当窓口または年金事務所へご相談ください。

【お問合せ】住民生活課 住民係 担当:宮澤

村県民税 (第4期)、固定資産税 (第4期)、国民健康保険税 (第6期) の納期は、

12月25日(金)です。

介護保険料(第4期)の納期は、

12月28日(月)です。忘れずに納付しましょう!

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。 また、新型コロナウイルス感染症の影響による相談も受け付けています。 お気軽に住民生活課税務係へご相談ください。

